

自動車事故により死傷してしまった場合、
お客さま自身とご家族、乗車中の方を守る

東北自動車共済の人身傷害共済

過失のある自動車事故により死傷された場合の自己負担の解消、
円滑な共済金受取のために、「**人身傷害共済**」をおすすめします



「過失のある事故で、治療費支払や自己負担額が心配…」
「相手方の保険会社との示談交渉が不安…」

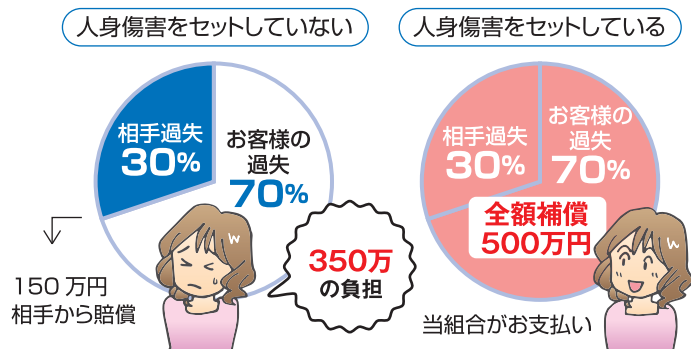
このような事故のとき、相手方との示談の結果を待たずに共済金をお受け取りいただくことができるのが「**人身傷害共済**」です。



◆当共済組合がお客様の過失分も含めて補償※1します。

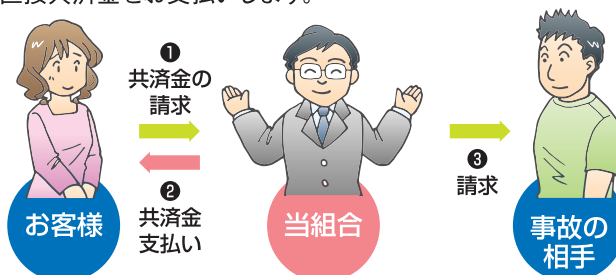
交通事故で負ったケガ※2などの総損害額※3をご契約金額の範囲内で補償します。※下記の例は当組合の算定基準によるものです。

例 事故で相手との過失割合が70：30。
お客様の総損害額が500万円だった場合。



◆事故相手との面倒な交渉は不要です。

示談交渉の経過や結果に関係なく、当組合がお客様の総損害額※3に対し直接共済金をお支払いします。



- ※1 労働者災害補償制度から給付が受けられる場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。
- ※2 ケガの治療を受ける場合には、健康保険などの公的制度をご利用ください。
- ※3 総損害額の認定は自動車共済約款にもとづき、当組合で行わせていただきます。

年間約4,200件の事故に「**人身傷害共済**」が役立っています (平成30年度全国計)

人身傷害共済で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車に搭乗中の事故」や「歩行中や自転車を運転中など車外での自動車事故」に拡大する特約です。

❗ 契約者が法人の場合は、個人被共済者を設定しているご契約のみセットする事ができます。

◆ご契約の自動車に搭乗中の事故で死傷された場合に共済金をお支払いします。

○：補償します ×：補償しません

補償の対象 ご契約タイプ	ご契約の自動車に搭乗されている方	お客様ご自身およびご家族※1の方	
	ご契約の自動車に搭乗中の事故 	他の自動車に搭乗中の事故 	歩行中の自動車事故および自転車などを運転中の自動車事故 
基本補償（搭乗中のみ）	○	× ※2	×
人身傷害車外事故特約セット	○	○	○



※1 「お客様ご自身およびご家族」とは、次の①から④の方をいいます。

①記名被共済者、②①の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）、③①または②の同居のご親族、④①または②の別居の未婚のお子様

※2 記名被共済者が個人または記名被共済者の業務に従事中の使用人（ただし、臨時代替自動車を運転中の場合に限ります。）の場合は、他車運転特約により補償の対象となることがあります。ただし、「他の自動車」が次の自動車で、運転中の場合に限ります。

- ・他の自動車とは、被共済自動車以外の自動車であって、その用途車種が自家用8車種であるものをいいます。ただし、記名被共済者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または常時使用する自動車を除きます。
- ・臨時代替自動車とは、被共済自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあつて使用できない間に、その代替自動車として記名被共済者が臨時に借用して使用するものをいいます。

◆共済金額の目安

人身傷害共済はお客様ご自身だけでなく、ご家族のための補償でもあります。共済金額を決められる際は、下表もご参照ください。

年齢別の平均的な損害額目安

年齢	扶養家族	お亡くなりになった場合	重度後遺障害を被られた場合	年齢	扶養家族	お亡くなりになった場合	重度後遺障害を被られた場合
20歳	無	6,000万円	1億4,000万円	50歳	有	7,000万円	1億1,000万円
30歳	有	8,000万円	1億4,000万円	60歳	有	5,000万円	8,500万円
40歳	有	8,000万円	1億3,000万円	70歳	有	2,500万円	3,500万円



※表は有職者（ただし、70歳を除きます。）の平均的な損害額です。実際の損害額は収入やご家族の構成などにより異なります。

◆「人身傷害共済」と「搭乗者傷害共済」の違いとポイント

	人身傷害共済	搭乗者傷害共済
共済金のお支払方法	■実損払 治療費、休業損害、逸失利益など実際の損害額に対し、当組約款基準にもとづいて算出した金額を共済金額を上限にお支払いします。	■定額払 事故の日から180日以内の傷害の部位・症状に応じて共済金をお支払いします。
ポイント	■自己負担額がゼロ 損害についてほぼ全額補償され、最終的にお客様の自己負担がほとんどありません。 ※損害額が共済金額を上回る場合には、お客様の自己負担が発生することがあります。	■支払いがスピーディ かかった実費にかかわらず定額でお支払いしますので、治療中でもスピーディに共済金をお受取りいただけます。

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、代理所または東北自動車共済協同組合にお問い合わせください。



東北自動車共済協同組合
TOHOKU AUTOMOBILE MUTUAL AID ASSOCIATION

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目9番15号
TEL：022-264-1188 FAX：022-264-1166
ホームページ：https://www.tohokujikyoo.jp/

●お問い合わせは（代理所）